

平成29年第2回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成29年6月12日（月）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成29年6月12日（月曜日） 午前9時58分～午前10時43分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	佐藤清吉	副委員長	佐藤文子
委員	石塚 柏	委員	小山緑郎
委員	大野忠夫	委員	児玉裕一
委員	千葉 健		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：今野功成
総務課長：福原勝人

次長兼財政課長：舛谷祐幸
総合防災課長：竹村由喜美

神岡支所長：伊藤禎祐
中仙支所長：佐藤吉一
南外支所長：佐藤正悦
太田支所長：煤賀義博

西仙北支所長：佐々木繁隆
協和支所長：加藤博勝
仙北支所長：大河洋子

議会事務局職員出席者

事務局参事 堀江孝明

審議案件

- 第1 議案第100号 大仙市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第2 議案第101号 大仙市史跡の里せんぼく「さくまる館」条例の制定について
 - 第3 議案第102号 財産の取得について
 - 第4 議案第106号 平成29年度大仙市一般会計補正予算（第2号）
 - 第5 陳情第57号 共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情
 - 第6 陳情第60号 地方財政の充実・強化に向けた意見書提出を求める陳情書
-

午前9時58分

○委員長（佐藤清吉）

おはようございます。委員各及び職員の皆様には、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

田植えも終わって、皆さんそれなりにゆっくりしていると思いますけども、最近寒い日が続いております。これからまた、天気も良くなるようですけども、体調管理には特に注意を払って、お願いいたしたいと、そう思っております。

それでは、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしくをお願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 審査に入る前に当局からあいさつをいただきます。今野総務部長、お願いいたします。

○総務部長（今野功成） おはようございます。委員会審査をお願いいたします前に、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃より総務部が所管いたします各事務事業の遂行に際しまして、ご指導ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、5月9日の所管事務調査では、大仙市アーカイブズ、さくまろ館、空き家等の現地を視察いただき、大変ありがとうございます。

さて、今次定例会の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします総務部の案件は、条例案2件、単行案1件、及び平成29年度一般会計補正予算案の計4件でございます。内容につきましては、この後、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございました。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、説明は簡潔にお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（佐藤清吉） はじめに、議案第100号「大仙市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」、を議題といたします。

当局の説明を求めます。福原課長。

○総務課長（福原勝人） おはようございます。説明に入る前に、本日同席させております職員を紹介させていただきます。総務課文書法制班長の高橋学主幹です。同じく文書法制班の柴田忠主席主査でございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、資料No.1、議案書をご覧いただきたいと思います。資料No.1 議案書の38ページと39ページをご覧いただきたいと思います。

議案第100号の大仙市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法、マイナンバー法とも呼ばれておりますが、これの一部が改正されたことに伴いまして、所要の条文整理などを行うものであります。なお、本日は、別途、お手元に議案内容に関する説明資料を配布させていただいております。1枚もので両面刷りになっております。タイトルが大仙市個人情報保護条例の一部改正についてという資料でございます。こちらをご覧いただきたいと思います。

はじめに、条例改正の動機となっております法律改正の概要についてであります。1番の番号法の改正概要についてのところをご覧いただきたいと思います。番号法の一部が改正されまして、現在、法律に基づき、マイナンバーを利用することができる税や社会保障などの分野の事務に加えまして、条例に規定することによって地方公共団体が独自にマイナンバー利用することができる事務、以下これを「条例事務」と呼ばせていただきますが、この条例事務につきましても、他の行政機関との間で情報連携を行うことができることとされておりまして、去る5月30日から改正が施行されております。情報連携とは、情報提供ネットワークシステムを活用しまして、国や県、市町村などの行政機関が、それぞれ保有する税や社会保障に関する情報をやり取りする仕組みのことを言います。本市では、マイナンバーを独自に利用することを現時点では、想定しておりませんが、資料2ページ目、裏面になります。こちらに条例事務の一般的な参考例として、3点ほど上げさせていただいておりますが、こういった事務にも利用できるという改正であります。

次に、この法律改正を受けて、必要となりました本市の個人情報保護条例の改正内容

について、説明いたします。資料の表、1ページに戻っていただきまして、2番の個人情報保護条例の改正概要をご覧ください。個人情報保護条例におきましては、他の行政機関に提供している個人情報を訂正したときは、必要に応じて、提供先の行政機関等に訂正の通知をすること定めております。本案は、先程ご説明いたしました番号法の改正に伴いまして、番号法第19条第8号の規定により、市が条例事務の情報連携によって他の行政機関に個人情報を提供した場合においても、同様に訂正の通知を行うこととする旨の文言を加えるものであります。資料の下の部分に対象条文を記載しておりますが、このうち、朱書きで表示している部分が今回の改正部分でございます。番号法の条例事務の情報連携に関する規定を引用しております。このほか、番号法の改正に伴う所要の条文整理等を行いまして、公布の日から施行することとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。終わります。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 質問です。私なんかも、マイナンバー登録しているんですけど、税に関して、登録した番号記入していく訳ですけど、これはあれなもんですか、それを出すことによって、どんどんその番号で、個人のいろんな情報が、番号がくっついていって、場合によっては、本人が思っているよりも、はるかに広範な情報が、場合によっては行政なりなんりのところで、取得するということあり得るんですか、今のところの話を。

○委員長（佐藤清吉） はい、福原課長。

○総務課長（福原勝人） 利用できる情報というのは、法令それから、独自事務があれば条例ということになりますが、厳格に定められております。したがって、それを超えるような情報が、番号とくっついて把握されるというようなことはございません。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私たちはこの番号法が出来るときに、反対をしてきたことだったんですが、いずれ市町村で使う個人情報を、市町村同士がやり取りできるという、関係行政機関とのやり取り出来るというふうな範囲にいろいろこの後に書いてある、こうった情報までもが利用できるようになると、使用できるようになるというふうなことを、非常に懸念して、反対もしてきたことだったんですけども、今回のいわゆる条例事務関係情報照会者というふうなことが加わって、それ以降の文面が加わったことにより、先

ほどの説明では想定はしていないと言っておりますけれども、いずれこの条例ができることによって、これからは非常にプライバシーに係わる、こうした情報もインターネットでやり取りが出来るようになるというふうなことで、何となく個人情報のいろいろ個人情報漏れだとか、そうした問題が、まだまだ非常に解決されていないというふうな中で、心配されるわけですけれども、想定はしていないというふうにした、その要因といいますか、この条例は出来たけれども、この部分については、ちょっと市では想定していませんよというふうなことにしたその根拠というものは何なのか教えてください。

○委員長（佐藤清吉） はい、福原課長。

○総務課長（福原勝人） 先ほど説明の中で、条例事務は現在のところ想定しておりませんというご説明申し上げました。これは、あくまでその利用しないことを決めたということではございません。したがって、今後の検討によりましては、住民にとっては利便性が向上するものでもありますので一面、必要に応じて利用していくこともあり得るという意味でございまして、利用しないとけって決定した訳ではございませんので、そこら辺よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。

○委員（佐藤文子） はい、趣旨は分かりました。

○委員長（佐藤清吉） はい、他に質疑ありませんか。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） このナンバー法というのは、なかなか我々もピンとこないところいっぱいあって、最初に出来たものだから。非常にいろんなもの見てて感ずることは、何か新しいもの出来たとき、こういう問題については、どうなるだという単刀直入的な問答集みたいな良く出るんですけども、そういったことを含めて考えると、やはりQ&Aといったような日常に誰も市民が使えるような、そういうものを簡単なものでいいから、発行すべきでねがなというふうに思いますけども、その辺はどのように考えてますか。

○委員長（佐藤清吉） はい、福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 確かに大きい制度改正で全国民に係わる改正であります。これに対しまして、内閣府では、現在もそうですが、インターネットのホームページにマイナンバーに関するQ&Aというのを詳細なものを上げております実際、ただインターネット環境の無い方にとっては、それは情報がそこまで届くかという問題であろうかと思えます。そういったことも踏まえまして、今後そのマイナンバー利用が間もなく施行、

来月から施行される予定であります。そういったところを捉えまして、広報でも、こちらでもそういったところを十分広報して参りたいというふうに考えております。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。大野委員。

○委員（大野忠夫） 個人情報、いろんなことを言われて今、別紙で出された中身もありますけれども、このマイナンバーに登録したかしないかということ、まだ登録もしていない人もいっぱいいると私は思ってますけれども、その辺はどうなんでしょ。

○委員長（佐藤清吉） はい、福原課長。

○総務課長（福原勝人） 現在マイナンバーに登録されていない方は、おりません。住民基本台帳に載っている方々はすべからず番号がすでにふられて、通知も出されておりますが、ただその名宛て人に届いていない、通知が届いてないという方はいらっしゃいますけれども、番号がふられてないという方は基本的にはいないということになります。

○委員長（佐藤清吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 番号届いてないという、その辺はちょっと微妙なことで、わからないんですけども、いろいろと当初皆さん心配されたことというのは、税金との絡みですけども、預金だとかそういうものもすべて、マイナンバーで管理すると、なんかその生活が嫌になってくるような状態までも追い込まれるんでねがなと思ったりするんですけども、ただそういうこともいろいろあってなのか、時間がかかることなのか分かりませんが、このマイナンバー法の施行というのは、また施行日が延びて、先さ延びていらっしゃるんですかこれ、私ちょっと見た中身によりますと、30年の9月9日までに、全面的に施行されると、こうなって書いておったんですけども、そういう事って、やっぱり、そうなっていますか、まず、私、分からないから聞くけども。

○委員長（佐藤清吉） はい、福原課長。

○総務課長（福原勝人） この情報連携というのは、いわゆるこのナンバー制度の核心部分ですけども、これの施行が現在のところ、7月、来月7月18日から試験運用が開始されます。3ヶ月程度、様子を見まして、本格的に運用するのが、そうしますと10月中旬頃ということなるわけですけども、そういった予定で現在動いております。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無ければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 個人情報保護条例の一部改正案に反対の立場から申し上げたいと思います。マイナンバー法が出来る際に我々は、各自治体が独自に行っている福祉サービスなどについて、個人情報をマイナンバーで利用できるというふうなことに對しては、プライバシーに係わる情報漏れの危険などが、まだまだ解決されていないというふうなことから反対もしてきました。今回はこの条例改正によって、いずれ子ども一人親世帯、あるいは児童生徒の就学援助、保育料の減免等、市の福祉施策に関する情報の操作も利用もできるようになるというふうなことで、私たちがマイナンバー法に反対してきた趣旨から、この条例改正には反対するものです。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、他に討論ありませんか。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 冒頭に話したんですけど、個人情報の扱いはとても国民生活に密着しているし、我々も非常に感心もあるんですけども、一方において行政も遅滞なく行政を進めなきゃいけない、それから出来るだけ行政コストも抑えたいという要請もあって、その内容について個人情報保護に関しても明確にその範囲を決めて、そしてその中で、これ逆に言うと変えたとき、変えても何にも本人に伝えないということだとすると、これもまたおかしい話だと、非常にデリケートで心配される向きもおありとは思いますが、一定の範囲を決められているとその中での訂正については、訂正したことを教えなければ、話はおかしいことになりますので、私はこれについては、このままでよろしいと思います。賛成したいと思います。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

子の採決は、挙手により行います。

本件は「原案のとおり可決」することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手 5人）

○委員長（佐藤清吉） はい、挙手多数であります。

よって本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第101号「大仙市史跡の里せんぼく「さくまる館」条例の制定について」、を議題といたします。

当局の説明を求めます。舛谷次長。

○次長兼財政課長（舩谷祐幸） おはようございます。よろしく申し上げます。

説明に入らせていただく前に、本日出席の職員をご紹介します。財政課財政班班長の伊藤公晃参事です。同じく管財班班長の佐藤大主幹です。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議案第101号、大仙市史跡の里せんぼく「さくまる館」条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の40ページから43ページの方どうかご覧願います。皆様すでにご存知のとおり、平成28年度に旧仙北就業改善センター跡地を活用しまして、各種会議や申告相談、また期日前投票など市の事務事業に供するために、仙北庁舎の附帯施設を整備したところでございます。その後、地域の皆様から、文化交流活動やコミュニティ活動などに、幅広く使用したいとの要望が寄せられていることから、新たに庁舎附帯施設機能と地域コミュニティの促進を図るための多目的施設として、大仙市史跡の里せんぼく「さくまる館」を設置するもので、施設の位置や利用などについて条例規定するものがございます。条例の主な内容につきましては、第1条で設置について、第2条から4条では、利用許可等について、また、第6条から第8条では施設の使用料等について定めております。施設の使用料につきましては、別表に各部屋毎の料金を載せておりますが、同じ地域の仙北ふれあい文化センターの使用料を参考に定めております。また、より多くの皆様から利用していただけるように、コミュニティ活動団体等に対する使用料の減免規定を別途規則で設けることにしてございます。施設の内容等についてであります。建物は木造平屋建てで、述べ床面積は465㎡となっております。仙北庁舎とは渡り廊下で繋がっておりまして、大中小、3つの研修室と3箇所の備品庫、それからトイレ、給湯室が整備されております。大研修室は108㎡、約33畳、中研修室は63㎡、約19畳、それから小研修室は28㎡、約8畳となっております。小研修室には備え付けの移動式の畳を敷くことが可能となっております。なお、本条例の施行は、交付の日とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この施設の管理は市が行うものかと思えますけれども、いろんなこうした施設の管理が民間であったり、あるいは臨時というか、そういう方々にお願いしたりとあってあるんですけれども、今後の管理の形態について、どのように考えているのか。

○委員長（佐藤清吉） はい、舛谷次長。

○次長兼財政課長（舛谷祐幸） 施設の管理につきましては、現状、仙北庁舎の附帯施設ということで、市直営で管理することになります。いろいろ委託等も発生する部分がございますけれども、今までどおり職員の方で管理するというので、そんなに懸念が増えるようなことはございません。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第102号、「財産の取得」について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） おはようございます。説明に入ります前に、同席しております職員をご紹介します。総合防災班長の藤田主席主査です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第102号、財産の取得についてご説明いたします。

資料No.議案書は43ページになります。それと別にお配りしております総務民生常任委員会資料をお願いいたします。説明は、こちらの資料にて説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。1ページ目をお願いいたします。

取得する財産は、消防用軽四輪駆動小型動力ポンプ付積載車8台であります。取得理由につきましては、老朽化した更新分2台と昨年4月に実施しました消防団の再編に伴う新規購入分6台を配備することにより、災害にしっかりと対応できる体制を整備するためのものです。入札の結果についてであります。品番の指定につきましては、トーハツ株式会社製の小型動力ポンプとそれを積載するデッキバンタイプの軽四輪駆動車となっております。理由としましては、一番下の9にありますとおり、消防団員から操作性、信頼性の面で定評があり、幹部会においても同社製を要望されているものです。業者選定につきましては、8にありますとおり大仙市入札参加有資格者名簿に登録されていることはもちろんのこと、トーハツ株式会社の県内代理店で故障等の際に迅速な対応ができる業者を選定しております。

以上のことから、株式会社タカギ及び株式会社高義商会の2社での指名競争入札の結果、4,360万円で株式会社高義商会の落札となり、4,708万8千円で同社から取得するものです。

2ページ目をご覧ください。上段が積載車と小型動力ポンプの仕様と写真でございます。下段が、配備する支団となっており、更新分が協和支団と太田支団各1台、新規分が大曲支団と中仙支団各3台となっております。3ページ目は、入札の執行表となっており、予定価格に対する落札率は94.7%となっております。なお、納入期限は10月20日となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 指名競争入札で特別この、なんつうか、この金額なんですけど、そもそもポンプ車って、付きのああいう積載車ってのは、1台どれくらいするもんなんですか。一般的に。

○委員長（佐藤清吉） 竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 積載車、デッキバンタイプの軽四輪駆動自動車ですけども、311万1千円となっております。この形の車です。はい。

○委員（佐藤文子） そうすると、なんか8台購入するんですね。8台購入でこれぐらいの値段になるというのは、どういうことなのかちょっと教えていただけませんか。

○委員長（佐藤清吉） 竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 失礼しました。今のは小型ポンプの部分がなくて、積載車部分の値段でございます。ちょっとポンプの値段が手持ちに無くて、ちょっと調べてご返事いたします。

（「藤田さんわかるんでねが」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） はい、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 失礼しました。積載車そのものは、先ほど申し上げました311万、これに改造費を加えまして、400万です。車の値段は400万。それにポンプの値段が200万、合わせまして600万というふうになってございます。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そもそも値段が良くわからないので、聞いたわけですがけれども、いずれ2社による指名競争入札で、かなり300万ほどの違いが、そうですね370万ほどの違いがあるわけですが、安けりゃ、安いほど良いというふうなこと言ってるわけではありませんけれども、いずれこの落札率が、そうすると大体の元の金額にして、どれくらいになるのかなというふうなことで、あんまりこの叩き買いというふうなことも進められるものではありませんので、その辺についてちょっと聞いたままですけれども、その辺ちょっとどう考えるか、落札率とかっていうふうな出る分野ではないのかも知りませんが、示しているわけじゃないからね。いいです、いいです。はい。

○委員長（佐藤清吉） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第106号、「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」、を議題といたします。

当局の説明を求めます。舛谷次長。

○次長兼財政課長（舛谷祐幸） 続きまして、議案第106号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第2号）のうち、財政課所管の歳出補正予算につきまして、説明申し上げます。

資料の方は、資料No.2の29年度大仙市補正予算の方、どうかご覧願います。九ページになります。どうかよろしく願いいたします。2款1項4目10事業の庁舎管理費について、ご説明申し上げます。今回の補正予算は、大曲庁舎屋内消火栓の地中埋設配管改修に係る経費として補正額は417万4千円であります。昨年末頃から大曲庁舎の水道水の漏水が発生し、原因を調査しておりましたが、漏水箇所がなかなか掴めない状況でありました。その後、雪解けに併せまして地下埋設となっている消火栓の設備の配管から漏水していることが、ようやく判明したところであります。今回、それに伴いまして改修経費の補正をお願いするものであります。なお、現在は大曲消防署と協議いたしまして、庁舎内の消化器を増設し、初期消火に対応できるよう対処しております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、継続審査となっておりました、陳情第57号、「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情」を議題といたします。

本件に関して、ご意見等をお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 国会に提出されて審議中でありませけれども、いずれこの趣旨は、この法案を出すなど、内容に対する反対というふうなことが相当込められておりますけれども、審議されている中にも、この共謀罪という、テロ等組織犯罪準備罪というふうなことで、その準備罪とはどういう内容なのかも明確になっていないとか、非常に曖昧な部分もあったり、いうふうなことで非常にこのいわゆる思想、信条の自由というふうなところまで踏みいった調査操作なども行われるというふうなことが、重大な問題になっています。そういうふうな意味で一般人、テロ組織という中身よりもその一般国民にも対象なりうる非常に危険なものですので、当然これは、この法案に対しては反対というふうな立場から、この国会で審議中でありませけれども、この陳情に是非とも賛成しておきたいというふうに思っています。

○委員長（佐藤清吉） 他に何か本件に関して、ご意見等お願いいたしたいと思えます。はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） これ前回は、継続審査にしたわけですがけれども、まず国会でも衆議院は少し強行などあったども、通過したと、今参議院で問題中ですがども、地元の大員がなんとかお願いするというようなことですので、私は今回は、やっぱりこれは、私も金田さんのあれもやっています関係上、やっぱり通してやらなければならないのかなと、そういう一人ですので、後は皆さん方の判断さお任せしますども、私は今回は継続審査でなくて、文子さんは反対だっているども、私は賛成でなくて、出すやつは、反対ということをお願いしたいと思えます。

○委員長（佐藤清吉） 他にご意見ありましたらお願いしたいと思えます。はい。

○委員（小山緑郎） これも、今国会で結論出る前ですので、もうちょっと継続審査でも良いのかなと思えますども。私はそのように。

○委員長（佐藤清吉） はい、他にございませんか。賛成、反対、継続審査ときれいに分

かれました。他にございませんか。

そうすれば、最初にですね、継続審査を諮りたいと思います。

本件について、継続審査を求める意見がありますので、まず継続審査について、お諮りいたします。本件は、継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手 3人)

○委員長(佐藤清吉) はい、3人だな。継続審査のあれが、3、3になってますので、委員長判断で決めさせていただきたいと思います。これでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) はい、私もこの件については、継続審査でやっていただきたいと、そう思っております。はい。

本件につきましては、ただ今申し上げましたとおり、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

○委員長(佐藤清吉) 次に、陳情第60号、「地方財政の充実・強化に向けた意見書提出を求める陳情書」を議題といたします。

本件に関して、ご意見等をお願いいたします。

何か、ご意見ございませんか。

(「このとおりだと思います」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ないようですので、これより採決いたしたいと思います。

本件は、「採択」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 異議なしと認め、本件は、「採択」すべきものと決しました。

ただ今、陳情が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。事務局から意見書案を配付させます。

(意見書案配付)

○委員長(佐藤清吉) ただ今配付いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を事務局で作成したものです。ただ今お配りいたしました、意見書案について、ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議ありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

○委員長(佐藤清吉) 次に、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、を議題といたします。

お諮りいたします。

所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長(佐藤清吉) 次に、「閉会中の議員派遣について」、お諮りいたします。

常任委員会行政視察のため、閉会中の議員派遣を行うにあたり、お手元に配付いたしております委員派遣承認要求書を、議長に対し、提出したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(佐藤清吉) 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(佐藤清吉) これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前 10 時 43 分 閉会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 佐 藤 清 吉